2　小委員会は、次の事項を任務とする。

(a)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置について情報の交換を行うこと並びに必要な場合には次条に規定する後発医薬品についての情報の交換のための調整を行うこと。

(b)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続に関連する事項について協議すること。

(c)　衛生植物検疫措置の適用から生ずることがある特定の問題を明らかにし、及びこれに取り組むため、科学に立脚した協議を行うこと。

(d)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置に関する国際的な場における両締約国間の協同の努力について協議すること。

(e)　強制規格、任意規格及び適合性評価手続の相互承認のための既存の枠組みであって、国際協定に基づくものへの各締約国の参加について討議を行うこと。

(f)　第五十五条の規定に従って相互承認に関する取決めについて討議すること並びに強制規格、任意規格及び適合性評価手続並びに衛生植物検疫措置に関するその他の技術協力について討議すること。

(g)　この章の規定の実施及び運用について検討すること。

(h)　適当な場合には、合同委員会に対し小委員会の所見を報告すること。

(i)　合同委員会が第十四条の規定に基づいて委任するその他の任務を遂行すること。

3　小委員会は、この章に別段の定めがある場合を除くほか、両締約国が合意する場所及び時期において会合する。

4　小委員会は、両締約国政府の代表者から成る。

5　両締約国は、関係する専門家の適当な参加を確保するため、小委員会の個別の会合の議題について事前に決定する。

第五十四条　後発医薬品に関する協力

1　両締約国は、医薬品の分野における両締約国間の協力を促進し、及び各締約国の規制措置に関する相互の信頼を構築することを目的として、後発医薬品に関するそれぞれの規制措置について情報の交換を行う。

2　この条の規定の適用上、「後発医薬品」とは、一の医薬品が、その有効成分、用量、用法、効能及び効果において、当該一の医薬品に先立って承認された医薬品と同一性を有するものとして、締約国の権限のある当局により当該締約国の法令に基づいて承認された場合における当該一の医薬品をいう。

3　一方の締約国の者が他方の締約国の市場への後発医薬品の投入のために要求される登録その他承認の申請を行う場合には、当該他方の締約国の関係当局は、当該申請を審査する。当該申請が当該他方の締約国の法令に基づく全ての要件を満たしている場合には、関連する手続において、当該他方の締約国の者による同種の申請に与える待遇よりも不利でない待遇が与えられる。当該手続は、申請が行われた日から合理的な期間内に完了させる。

第五十五条　相互承認

1　両締約国は、小委員会を通じ、電気製品、通信端末機器及び無線機器等の分野並びに両締約国が相互に合意する他の分野における相互承認に関する取決めの実現可能性について討議する。相互承認に関する取決めの作成に当たり、両締約国は、そのような取決めの経済上の利益及び必要な場合には両締約国の強制規格の同等性を確認する。

2　小委員会は、1に規定する分野における相互承認に関する取決めの実現可能性について討議するため、この協定の効力発生の日から三箇月以内に会合するものとし、また、六箇月以内に当該実現可能性について結論に達するよう努める。両締約国は、当該実現可能性についての結論に達した日から合理的な期間内（原則として三年を超えないものとする。）に1に規定する相互承認に関する取決めの締結に至るよう努める。

第五十六条　第十四章の規定の不適用

第十四章に定める紛争解決手続は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、この章の規定については、適用しない。

第六章　サービスの貿易

第五十七条　適用範囲

1　この章の規定は、サービスの貿易に影響を及ぼす締約国の措置について適用する。

2　この章の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　航空運送サービスに関し、運輸権（いかなる方法で与えられるものであるかを問わない。）に影響を及ぼす措置又は運輸権の行使に直接関係するサービスに影響を及ぼす措置。ただし、次に掲げる事項に影響を及ぼすものを除く。

(i)　航空機の修理及び保守のサービス

(ii)　航空運送サービスの販売及びマーケティング

(iii)　コンピュータ予約システムのサービス

(b)　海上運送サービスのうち内航海運に係るもの

(c)　締約国の雇用市場への進出を求める自然人に影響を及ぼす措置及び国籍、市民権又は永続的な居住者若しくは雇用に関する措置

3　第五十九条及び第六十条の規定は、政府調達に関する締約国の措置については、適用しない。

4　この章の規定は、一方の締約国が自国への他方の締約国の自然人の入国又は自国における他方の締約国の自然人の一時的な滞在を規制するための措置（自国の国境を保全し、及び自国の国境を越える自然人の秩序ある移動を確保するために必要な措置を含む。）を適用することを妨げるものではない。ただし、当該措置を、特定の約束の条件に従って当該他方の締約国に与える利益を無効にし、又は侵害するような態様で適用しないことを条件とする。

注釈　特定の国籍又は市民権を有する自然人に対しては査証を要求し、他の国籍又は市民権を有する自然人に対しては要求しないという事実のみをもって、特定の約束に基づく利益が無効にされ、又は侵害されているとはみなさない。

5　附属書四は、金融サービスに関し、この章の補足規定（適用範囲及び定義を含む。）を定める。

6　附属書五は、電気通信サービスに関し、この章の補足規定（適用範囲及び定義を含む。）を定める。

第五十八条　定義

この章の規定の適用上、

(a)　「航空機の修理及び保守のサービス」とは、航空機がサービスを提供していない間に当該航空機又はその一部に対して行われる活動をいい、いわゆるライン・メンテナンスを含まない。

(b)　「業務上の拠点」とは、業務を行うため又は自由職業のための事業所をいい、これらの事業所には、サービスの提供を目的として締約国の区域内で行われる次のいずれかの行為により置かれるものを含む。

(i)　法人の設立、取得又は維持

(ii)　支店又は代表事務所の設置又は維持

(c)　「コンピュータ予約システムのサービス」とは、航空機の発着予定、空席状況、運賃及び運賃規則に関する情報が組み込まれたコンピュータ・システムを通じて予約を受け付け、又は発券を行うことにより提供するサービスをいう。

(d)　「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

注釈　「措置」には、サービス貿易一般協定が対象とする範囲内の租税に係る課税措置を含める。